

独立行政法人水産大学校の役員任命について

独立行政法人水産大学校法第6条第2項に定める役員について、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第20条第4項及び第5項の規定に基づき下記のとおり任命し、農林水産大臣に届け出たので公表します。

平成27年4月22日

独立行政法人水産大学校
理事長 鷺尾圭司

記

発令年月日 : 平成27年4月1日
役員 : 独立行政法人水産大学校理事
氏名 : 前 章 裕

以 上